**解散公告（第三回）**

当基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

愛知県一宮市栄四丁目五番一一号
尾西毛織厚生年金基金
代表清算人　伊藤　正樹

**配当公告**

愛知県豊田市猿投町池田八一番地八二
破産者　有限会社アンドウエキスプレス
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第五五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二五二、〇二三、五六四円

一、配当することのできる金額
金一三、〇三一、八二三円

平成二十六年十月二十八日

愛知県岡崎市羽根北町四丁目二番地二八
破産管財人　永谷　和之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道旭川市大町二条一〇丁目一七三番地六一、最後の住所北海道旭川市大町二条九丁目
被相続人　亡　尾張　建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

北海道旭川市四条通一〇丁目二三四―二
大同生命旭川ビル五階あかつき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　畑地　雅之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市新屋南浜町二番、最後の住所秋田県秋田市新屋南浜町二番九号
被相続人　亡　工藤　民男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人廣嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石田　英憲

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県印西市師戸二七四五番地、最後の住所千葉県印旛郡印旛村師戸二七五〇番地四
被相続人　亡　小那木一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

事務所千葉市緑区おゆみ野南六丁目一四番地九
相続財産管理人　弁護士　吉田　貴行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県浦安市猫実四丁目二八四番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷五丁目二番一五号
被相続人　亡　岩田　一芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

事務所千葉県松戸市新松戸一―三七四―一政和ビル四〇一　大原綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大原　浩史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区西新井四丁目五番、最後の住所東京都江戸川区江戸川五丁目一二番地八五
被相続人　亡　根本　正司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮崎　治子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区上荻二丁目一六九番地、最後の住所東京都杉並区上荻二丁目三七番三号
被相続人　亡　大澤　輝展

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　岩本　安司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都練馬区石神井町三丁目九番、最後の住所東京都練馬区石神井町三丁目九番一二―一〇七号
被相続人　亡　伊東登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　理

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中央区東日本橋二丁目四四番地一、最後の住所東京都八王子市椚原町九七一番地養護老人ホーム楢の里
被相続人　亡　山郷　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区天沼一丁目四一六番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町四丁目二九番六号
被相続人　亡　土屋　雄三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号―五階飯塚総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

## 第46期決算公告

平成26年10月28日

北海道虻田郡京極町字京極509番地
**株式会社京極自工**
代表取締役　久保　俊郎

**貸借対照表の要旨**

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 19,940 | 流動負債 | 2,686 |
| 固定資産 | 2,869 | 固定負債 | 1,450 |
| 有形固定資産 | 2,171 | 負債合計 | 4,136 |
| 無形固定資産 | 460 | 株主資本 | 18,673 |
| 投資その他の資産 | 237 | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 8,673 |
| | | 利益剰余金 | 4,650 |
| | | 利益準備金 | 4,023 |
| | | その他利益剰余金 | (1,895) |
| | | （うち当期純利益） | |
| | | 純資産合計 | 18,673 |
| 資産合計 | 22,809 | 負債・純資産合計 | 22,809 |